



福井県 電気・ガス価格高騰緊急対策給付金

(令和5年10月～令和6年3月期分)



受付期間 令和6年 2月19日(月) から 令和6年 5月20日(月)まで

1 高圧電力、特別高圧電力または工業用のガスを利用する事業者が対象の給付金(最大60万円)

申請要件 福井県内に本社を有し、次の①から③の要件を全て満たす事業者が対象

- ① 高圧電力、特別高圧電力 または 工業用のガスの契約
- ② 前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上
- ③ 令和5年10月から令和6年3月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加

・申請要件③については、電気・ガス料金の請求額の単純な増減ではなく、1kWh(または1kg)あたりの電気・ガス料金の増減により判断しますので、詳しくは、専用ホームページに掲載している「よくあるご質問」をご確認ください。
 ・その他の要件については、専用ホームページをご確認ください。

給付額 申請要件③の増加額が

- (1) 10万円以上の場合 …………… 1事業者あたり60万円
- (2) 5万円以上10万円未満の場合 …………… 1事業者あたり30万円
- (3) 5万円未満の場合 …………… 1事業者あたり15万円

2 特別高圧電力を利用する事業者のみが対象の給付金(最大2,400万円)

申請要件 福井県内に特別高圧電力の契約をしている事業所を有する事業者

給付額 令和5年10月から令和6年3月までの何れか1月のうち
最大電力使用量 × 1.8円/kWh × 6か月

- ・1事業者の上限額は、1か月あたり400万円(6か月で最大2,400万円)です。
- ・左記の最大60万円の給付金とは別に受給することが可能です。
- ・例えば、令和5年10月の電力使用量が100万kWhの場合、給付額は「100万kWh × 1.8円/kWh × 6か月 = 1,080万円」となります。

申請方法

- 1 については、オンライン申請のみとなります。専用ホームページから申請できます。
- 2 については、電子メールによる申請のみとなります。専用ホームページに申請書様式があります。



福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 検索

<https://www.fukuidenkigasutaisaku.jp>



問合せ先

福井県電気・ガス給付金コールセンター 0776-37-3470 受付時間/9:00~16:30(土日祝除く)

⚠ 事業実施の事実や、確定申告書、電気・ガス料金を偽って申請することなどによる不正受給は犯罪です!